

寄付月間～Giving December～リードパートナー／賛同パートナー 募集要項

I 共通項目

1. 寄付月間の趣旨

寄付月間とは、12月1日から31日の1か月間を通して、寄付に係る関係者が幅広く集い、寄付が人々の幸せを生み出す社会をつくるきっかけを提供することを活動の趣旨とする。

この寄付月間は、特定の団体への寄付をお願いするものではなく、一人ひとりがこの機会に寄付について考え、実際に寄付をし、寄付月間についてソーシャルメディアを通して認知度を高めるほか、寄付の受け手側が寄付者に感謝し、また寄付者への活用や収支の報告内容を改善するとなることで、多くの人々が寄付の大切さと役割について考え、寄付に関心を寄せ、行動をするきっかけを提供する。

運営にあたっては、経済界、メディア、NPO、大学、行政等寄付に係る主な関係者が連携して別途設置する推進委員会を中心とした普及広報活動を通して、法人・個人を問わず上記に関する自主的な取組を行い、協働で全国的なキャンペーンを行う。

2. 対象

寄付月間の趣旨に賛同する法人等の団体及び個人。

※「寄付月間リードパートナー及び賛同パートナーQ&A」Q1、Q2参照

3. 役割

リードパートナー及び賛同パートナーは、その自発性を尊重し、活動に関する特段の責務は発生しないが、その活動は、あくまでも自らの寄付を求めるものではなく、寄付月間を通して、寄付の普及啓発に寄与するものとする。寄付募集（企業の売り上げの一部寄付、募金箱設置、等）を主催する場合には、使途の事前告知、結果の事後報告を行い、寄付の透明性の向上に努めることが求められる。

※「リードパートナー及び賛同パートナーQ&A」Q3参照

II 主体別項目（法人等の団体、個人）

1. 法人等の団体

(1) 役割及び期待

運営するウェブサイトへの寄付月間ロゴの掲載・情報発信及び広報協力、関連するイベント・勉強会・寄付募集企画の開催等が期待される。

また、希望者は寄付月間ロゴマークの使用、寄付月間ウェブサイトへの団体名もしくはロゴマークの掲載、全体企画の情報の随時共有が可能となる。

(2) 申請方法、費用

リードパートナー及び賛同パートナー共に、別途定める書式により推進委員会へ申請を行い、承認を得る必要がある。費用は次の通り。

- リードパートナー：10万円／1口以上
- 賛同パートナー：申請・承認等に伴う費用は発生しない。

※「リードパートナー及び賛同パートナーQ&A」Q4参照

(3) 申請期間

申請受付開始：2020年9月5日から

第1回締切：2020年9月20日（日）、第2回締切：2020年10月20日（火）、

最終締切：2020年11月20日

(4) 承認基準

リードパートナー及び賛同パートナーの承認は、寄付月間の趣旨に賛同している法人等の団体及び個人ということであり、以下の点を踏まえて検討するが、推進委員会としてその活動や組織についての信頼を保証するものではない。

※「リードパートナー及び賛同パートナーQ&A」Q5参照

- ・ 寄付月間の趣旨に賛同していること
- ・ 寄付の受け手側である場合は、寄付や社会貢献活動について一定の実績があると認められること
- ・ 寄付の受け手側である場合は、活動や事業の内容の報告に努めていること（ウェブサイト等にて、公表されていること）
- ・ 寄付の受け手側である場合は、寄付募集の活動を実施する場合には、寄付の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること
- ・ 反社会的勢力との関わりが無いこと
- ・ 公序良俗に反する活動を行っていないこと

(5) 承認の継続期間

承認を得た日から当該年度内。新年度に継続意思を共同事務局から確認する。

(6) 承認の解除

承認後、本取組の内容に反することをやっていると確認された場合、連絡なく承認を解除することがある。

2. 個人

(1) 役割及び期待

ブログや SNS 等での広報協力やイベント・勉強会などの企画への参加が期待される。

また、希望者は寄付月間ロゴマークの使用、寄付月間ウェブサイトへの個人名の掲載、全体企画の情報の随時共有が可能となる。

(2) 申請方法、費用

① 賛同パートナー

寄付月間ウェブサイト上の「寄付月間宣言」に同意し、メールマガジンに登録することで、賛同パートナーとなる。申請に伴う費用は発生しない。

② リードパートナー

法人の場合と同様、別途定める書式により推進委員会へ申請を行い、承認を得る必要がある。費用は次の通り。リードパートナー：1万円／1口以上。

(3) 申請期間

① 賛同パートナー

2020年9月5日から随時募集。

② リードパートナー：2020年9月5日から

第1回締切：2020年9月20日（日）、第2回締切：2020年10月20日（火）、

最終締切：2020年11月20日

(4) 登録の継続期間

「寄付月間宣言」に同意し、メールマガジンに登録した日から無期限。随時、登録を解除することができる。

(5) 登録の解除

承認後、本取組の内容に反することを行っていると確認された場合、連絡なく登録を解除することがある。

申請書送付先・お問合せ先

寄付月間共同事務局 info@giving12.jp

※共同事務局は、推進委員有志の所属団体の職員等で構成されております。

お問い合わせ等につきましては、メールにてご連絡いただけますと幸いです。